

中小企業パワーアップ補助金(E コマース等支援事業) 補助対象経費 早見表

主な対象経費【○】	主な対象外経費【×】
<p>①ウェブサイト関連費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトの構築又は改修に係る経費、ウェブサイトに掲載するための販促素材(写真や動画など)の作成費</li> <li>・インターネット広告の実施に係る経費</li> <li>・この事業で構築したウェブサイトの維持に必要な経費(出店手数料、月額利用料、レンタルサーバー、アフィリエイト利用料の利用料等)</li> </ul> <p>※但し、年払・月払の場合で、契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法(日割計算等)により算出された補助事業実施期間内に支払われた経費が補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる市場調査(オンラインアンケートなど)に係る経費</li> </ul>	<p>①ウェブサイト関連費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム構築、ソフトウェアの購入又は利用(サブスクリプション型、クラウドサービス利用型等)に要する経費</li> <li>・インターネットによらない宣伝活動(広告、POP、チラシ、カタログ、ポスター、媒体掲載、DM等の作成、パッケージデザイン等)</li> <li>・インターネットによらない市場調査</li> <li>・国又は地方公共団体の媒体に登載する広告</li> <li>・クラウドファンディング、ステルスマーケティング等に関する経費</li> <li>・業としてホームページ等を作成している事業者の自社サイト構築</li> </ul>
<p>②オンライン展示会・オンライン商談会等関連費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン展示会・オンライン商談会の出展料</li> <li>・オンライン商談会等において相手方に見本品等を運搬する必要がある場合の送料</li> <li>・従業員等を対象に行うウィズコロナ・ポストコロナ社会での経営や販売、経営基盤の強化に関するセミナー等開催のための経費</li> </ul> <p>※セミナー等の開催に係る講師(自社の役員・従業員を除く)への謝金や旅費、資料作成費、会場使用料、会場設備料等が補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部のセミナー等への参加費、付随する資料代</li> </ul> <p>※オンライン展示会・オンライン商談会等関連費を計上する場合には、展示会・商談会・セミナー名、実施主体、内容(テーマ)、積算根拠、参加者等について記載すること</p> <p>※交付決定前に参加申し込みを行うことは可能だが、開催日及び支払日は交付決定日以降のものに限る</p>	<p>②オンライン展示会・オンライン商談会等関連費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによらない展示会・商談会の経費</li> <li>・飲食費、案内送料、参加者の旅費日当、自己所有複写機での資料作成費</li> <li>・セミナー参加費以外の経費(入会費、年会費、旅費日当、送料、資格試験費等)</li> <li>・接遇の講習や技能訓練、資格取得等のセミナー</li> <li>・会費・参加費等を徴収して開催するセミナー</li> <li>・従業員(組合関連は組合員)以外を参加者として開催するセミナー</li> <li>・経営や販売、経営基盤の強化ではないセミナー</li> </ul>
<p>③検査費(補助対象経費 20 万円(補助金額 10 万円)を上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に勤務している従業員に対して実施する新型コロナウイルス検査費用</li> </ul> <p>※検査キット等は事業実施期間中に実際に使用した分のみ補助対象</p>	<p>③検査費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間中に使用していない検査キット等</li> <li>・保険適用診療にかかる経費</li> <li>・県外に勤務している従業員にかかる経費</li> </ul>
<p>④E コマース送料(補助対象経費 20 万円(補助金額 10 万円)を上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・E コマースにより販売した商品の送料</li> </ul> <p>※予算計上できる要件 【事業者要件】</p>	<p>④E コマース送料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画認定申請時点で自社の EC サイトがある事業者(EC サイトは、自社で内容問わず、既に電子商取引を活用したショッピングモール型・自社サイト型・オークションサイト・フリマサービス等ウェブサイトによる販売事業を行</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画認定申請時点で自社の EC サイトがなく、これから新しく EC サイトを構築する事業者</li> </ul> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送料は、直接発送し運送会社と振込又は口座振替で補助事業実施期間内に支払っていること</li> <li>・実績報告時に、請求・振込又は口座振替・送付先明細の提出で支払を確認できること</li> </ul>	<p>っているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切手、レターパックの購入、現金払い</li> <li>・電話・FAX による通信販売、実店舗、カタログ販売、仕入等 E コマースによらない送料</li> <li>・購入者から発送料を徴収している送料(事業者負担している部分のみ補助)</li> </ul>
<p>⑤コロナ対応人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に勤務しており、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴い事業継続のために臨時雇用した従業員に係る人件費</li> <li>・県内に勤務しており、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴い事業継続のために派遣を受けた従業員に係る派遣料</li> <li>・補助額は補助対象経費の 1/2(5,000 円/人日限度)、補助日数は 10 日間限度。</li> </ul> <p>※補助対象になる人件費は、給与(日当)、派遣会社の派遣費に限る。    ※休職者 1 人に対して、臨時雇用した従業員は 1 人分が対象となる。    ※新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者が休業している期間中の代替従業員の人件費が補助対象    ※雇用又は派遣期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法(日割計算等)により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象。    ※新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者が休業している期間中の代替従業員として雇用契約書(派遣契約書)を結び、振込で補助事業実施期間内に支払っていること。実績報告時に、雇用契約書(派遣契約書)、出勤簿、振込書の提出で支払を確認できること。</p>	<p>⑤コロナ対応人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤費などの手当、法定福利費</li> <li>・新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生前から雇用又は派遣を受けていた従業員</li> <li>・新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴わない増員に係る経費</li> <li>・県外に勤務している従業員分</li> </ul>
	<p>⑥共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助事業の目的に合致しないもの、本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費</li> <li>○同じ経費について、他の補助金の支援を受けているもの</li> <li>○必要な経理書類(見積書・請求書・領収書等)を用意できないもの</li> <li>○自社で使用せず、第三者に貸出するため導入するもの</li> <li>○山形県外にて行う取り組み</li> <li>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</li> <li>○交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等を実施したもの</li> <li>○補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業上必要な手続きが全て完了していないもの</li> <li>○補助事業期間内に支出が完了していないもの(分割払、クレジットカード決済</li> </ul>

等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。)

○商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済

○その他

- ・機械設備、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、プリンター購入費
- ・システム構築費、ソフトウェア購入費、クラウド等利用料
- ・自動車、自転車、フォークリフト、トラクター等
- ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品
- ・交通費、宿泊費、自動車等の燃料費
- ・自社製品(親会社、子会社、グループ企業等の関連会社の製品を含む)
- ・中古物品(未使用品、新古品等を含む)
- ・使途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの
- ・現金で支払われたもの、代金引換払いしたもの
- ・保険料、保守料、延長保証等
- ・振込手数料、代引手数料、決済手数料、ポイント原資等
- ・予約キャンセル、休業に対する補てん
- ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費、自己所有物の修繕
- ・商品在庫や消耗品の廃棄・処分
- ・事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、不動産の購入費
- ・事業計画認定申請時点で補助事業の実施場所(工場や店舗)を有していない
- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他知事が不相当と認めるもの

中小企業パワーアップ補助金(E コマース等支援事業) 補助対象経費 取り組み例

補助対象となる取り組み例【○】	補助対象とならない取り組み例【×】
<p>【ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した販路開拓】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン商談会・オンライン商品展示会等への参加</li> <li>・インターネットによる宣伝活動</li> <li>・Eコマースを活用した販路拡大</li> <li>・Eコマース等で用いる販促素材(写真、動画など)の作成</li> <li>・インターネットによる市場調査</li> </ul>	<p>【ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した販路開拓】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面による商談会・商品展示会への参加</li> <li>・インターネットによらない宣伝活動(広告、POP、チラシ、カタログ、DM等の作成、パッケージデザイン等)</li> <li>・試作品・試供品の製作</li> <li>・クラウドファンディング、ステルスマーケティング等に関する経費</li> <li>・インターネットによらない市場調査</li> <li>・システム構築、市販ソフトウェアの購入又は利用(サブスクリプション型、クラウドサービス利用型等)に要する経費</li> <li>・業としてホームページ等を作成している事業者の自社サイト構築</li> </ul>
<p>【新型コロナウイルス感染症による代替従業員の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に勤務しており、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴い、事業の継続のための従業員の臨時雇用又は派遣の受入(休業期間中の経費のみ補助対象)</li> </ul>	<p>【新型コロナウイルス感染症による代替従業員の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生前から雇用済又は派遣を受けていた従業員</li> <li>・新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴わない増員</li> <li>・補助金交付決定日以前に、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者になっている場合</li> <li>・県外に勤務している従業員</li> </ul>
<p>【ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応したセミナー等の開催・参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員(組合関連は組合員)を対象に行うウィズコロナ・ポストコロナ社会における経営や販売についてのセミナー等の開催・参加</li> </ul>	<p>【ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応したセミナー等の開催・参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接遇の講習や技能訓練、資格取得等のセミナー</li> <li>・セミナー開催における飲食費</li> <li>・会費・参加費等を徴収して開催するセミナー</li> <li>・従業員(組合関連は組合員)以外を参加者として開催するセミナー</li> </ul>